

令和6年10月23日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

「司法書士による借金・債務整理相談会」

2 開催日時及び方法

令和6年7月21日（日）10：00～16：00（電話相談・LINE相談）

3 開催趣旨

多重債務問題については、平成22年6月に改正貸金業法が施行され一定の改善がみられたものの、その後も多重債務者の数や個人の自己破産の件数は一定水準を下回ることなく現在も推移しています（日本信用情報機構・司法統計による）。

コロナ禍において低収入・収入減を補うために借入れ等を行った方々の中には、その後、多重債務状態となっている方も多く、今まさに深刻な問題になりつつあります。また、国民生活センターが若者によるFXなどの投資取引や脱毛エステなどの消費者被害について注意喚起をしており、多重債務問題の存在も懸念されます。

他方、多重債務の問題に関しては、弁護士や司法書士のいわゆる大量広告事務所による二次被害がいよいよ社会問題として認知されつつあり、本年2月にはNHKなどの大手マスメディアにも取り上げられることとなりました。

これは、一部の弁護士や司法書士の事務所が、借金の専門家を標榜し、「減額診断」や「国が認めた救済制度」などの宣伝文句によってあたかも誰でも必ず借金が減額できるかのようにインターネット上で大量に広告を行い、これに応じた依頼者に対し、高額な報酬を支払わせながら、適切な債務整理を行うことなく、依頼前より依頼者を経済的に過酷な状況に追い込んでしまう、というものです。専門家による貧困ビジネスともいえ、極めてゆゆしき事態です。協会としてもこの問題を看過することはできません。

そこで、多重債務や大量広告事務所によるずさんな事件処理にお悩みの方々のご相談に応じる機会として、本相談会を企画いたしました。

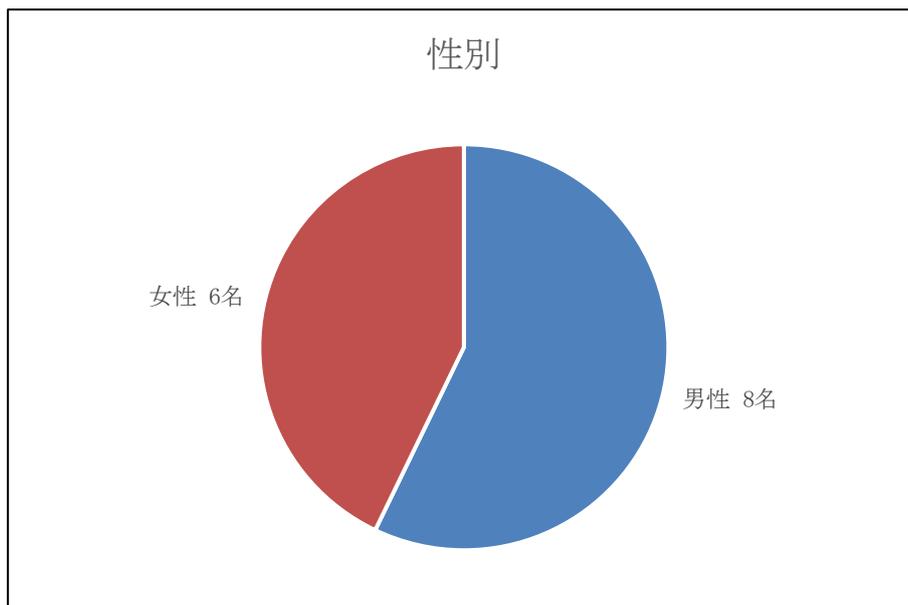
4 相談件数

合計 14件 (電話相談12件、LINE相談2件)

内訳

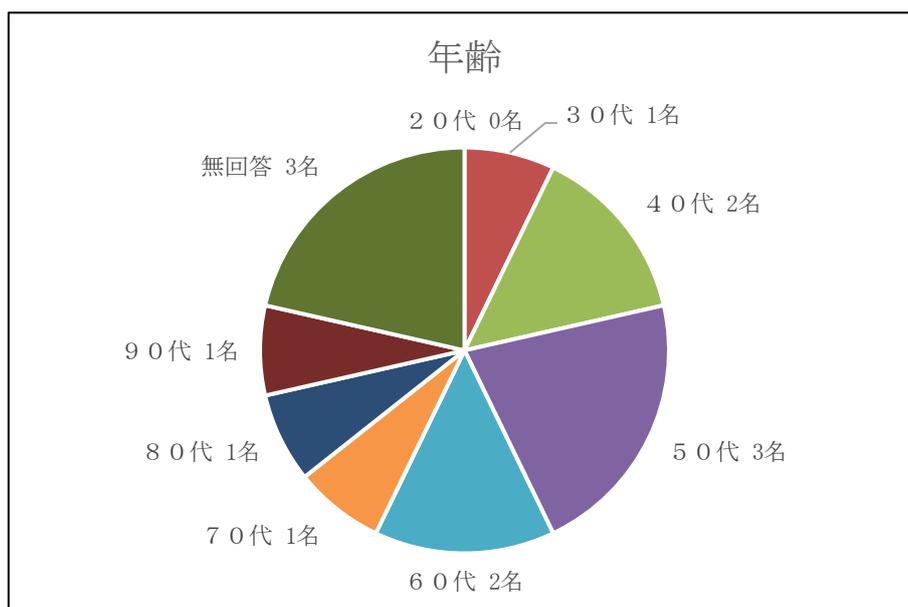
(1) 性別

男性 8名 女性 6名



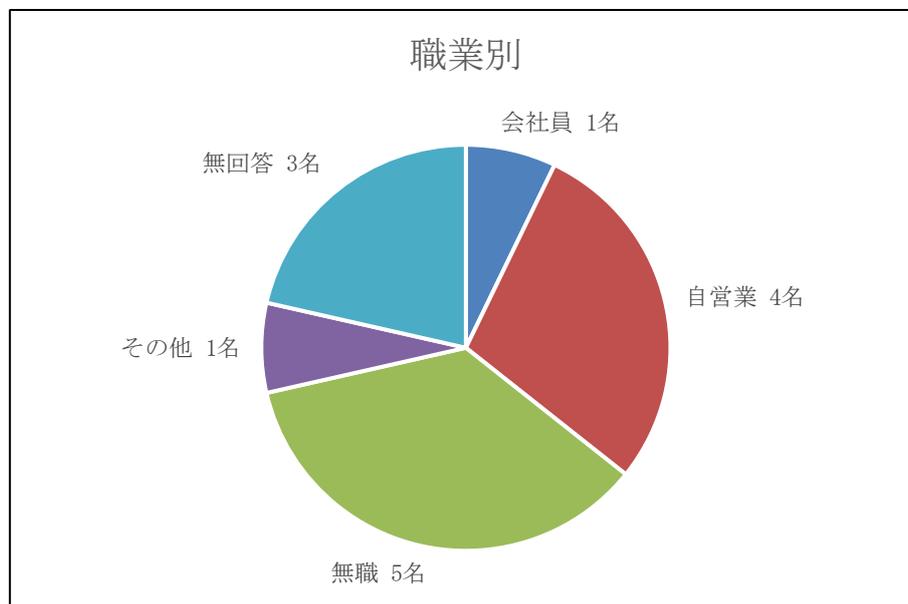
(2) 年齢

20代0名 30代1名 40代2名 50代3名
60代2名 70代1名 80代1名 90代1名 無回答3名



(3) 職業

会社員 1名 自営業 4名 無職 5名 その他 1名
無回答 3名



5 主な相談内容

- 投資詐欺に遭い、金融機関から借金をしてしまった
- コロナ禍による経営が成り立たず、制度資金等の返済が困難になった
- 広告で知った司法書士事務所に依頼したが、解決せずに困っている

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会単独で、債務整理の電話相談会を開催するのは数年ぶりとなりました。

司法書士の債務整理事件そのものが以前より少なくなったとの声もよく聞きます。ですが、相談会を通じて相談需要がまだまだあることが今回判明いたしました。

また、大量広告事務所のずさんな債務整理による二次被害と見られる相談もあり、債務整理事件は新たな問題が生じていることがうかがえます。

今後も、相談者の皆様の生の声をお聞きする機会である相談会を開催しつつ、借金問題で悩む方々への支援に積極的に取り組んでいきたいと思えます。